

毎週月、水、金曜日発行

# 富 山 県 報

平成28年10月7日

金 曜 日

第 4115 号

## 目 次

### 告 示

- 土地改良区の定款変更の認可 1
- 道路の区域変更 2
- 道路の供用開始
- 保安林の指定施業要件の変更に係る森林法第 189条の規定による告示及び掲示 3

### 公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 4
- 公共測量の実施
- 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧 5
- 都市計画の図書の写しの縦覧 6

## 告 示

### 富山県告示第431号

土地改良区の定款変更の認可について

射水平野土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、平成28年 9 月21日認可した。

平成28年10月 7 日

富山県知事 石 井 隆 一

### 富山県告示第432号

土地改良区の定款変更の認可について

上条用水土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、平成28年 9 月21日認可した。

平成28年10月 7 日

富山県知事 石 井 隆 一

## 富山県告示第433号

道路の区域変更について

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のとおり変更したので、同項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において10月 7 日から 1 箇月間一般の縦覧に供する。

平成28年10月 7 日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 黒部朝日公園 線	下新川郡入善町中沢 159番 から	変更前		最大 14.2 最小 5.0	61.9	新川土木 センター 入善土木 事務所
	下新川郡入善町野中 473番 まで	変更後		最大 32.8 最小 12.2	61.9	
県道 舟見入膳線	下新川郡入善町野中18番か ら	変更前		最大 9.8 最小 7.2	38.6	新川土木 センター 入善土木 事務所
	下新川郡入善町野中18番ま で	変更後		最大 30.4 最小 8.0	38.6	

## 富山県告示第434号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において10月 7 日から 1 箇月間一般の縦覧に供する。

平成28年10月 7 日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 黒部朝日公園 線	下新川郡入善町中沢 159番から 下新川郡入善町野中 473番まで	平成28年10月7日	新川土木 センター 入善土木 事務所
県道 舟見入膳線	下新川郡入善町野中18番から 下新川郡入善町野中18番まで	平成28年10月7日	新川土木 センター 入善土木 事務所

### 富山県告示第435号

保安林の指定施業要件の変更に係る森林法第 189条の規定による告示  
及び掲示について

保安林の指定施業要件を変更した次の森林について、森林法（昭和26年法律第  
249号）第33条の3において準用する同法第33条の第6項の規定による通知の相手  
方が所在不分明のため、同法第 189条の規定により当該通知を黒部市役所に掲示す  
るとともに、その要旨及び掲示した旨を告示する。

平成28年10月7日

富山県知事 石 井 隆 一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

富山県黒部市福平字ワサビ谷339の37

2 所在が不分明である通知の相手方

内生蔵咲子

3 通知の内容

1 の森林について、平成28年4月22日付け富山県告示第 214号で告示したと  
おり保安林の指定施業要件を変更する。

4 森林法第 189条による掲示

平成28年9月27日から黒部市役所に掲示した。

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~**特定非営利活動法人の定款変更認証の申請**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定による特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成28年10月7日

富山県知事 石 井 隆 一

## 1 申請のあった年月日

平成28年9月7日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人障がい者生活支援グループフレンズ富山

## 3 代表者の氏名

滝上 松夫

## 4 主たる事務所の所在地

富山県富山市牛島本町一丁目3番28号

## 5 定款に記載された目的

この法人は、障がい者（児）及び高齢者・児童が地域で、公・私の医療・保健・福祉サービスを利用して生活をするに際して分け隔てのない生活ができる幅広い環境づくりに寄与すると共に、障がい者の就労支援を含む社会参加を目指すための支援を行うと同時に、障がい者自身が社会に貢献できる機会を構築することを目的とする。

**公共測量の実施**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、富山地方気象台長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成28年10月7日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 作業種類  
公共測量（富山検潮所の標高決定）
- 2 作業期間  
平成28年 9 月29日から平成28年11月30日まで
- 3 作業地域  
富山市草島

### 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により富山市、高岡市及び射水市から次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定により富山県土木部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成28年10月 7 日

富山県知事 石 井 隆 一

都市計画の種類

富山高岡広域都市計画用途地域

### 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により富山市から次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定により富山県土木部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成28年10月 7 日

富山県知事 石 井 隆 一

都市計画の種類

富山高岡広域都市計画高度地区

---

**都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧**

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により富山市から次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定により富山県土木部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成28年10月 7 日

富山県知事 石 井 隆 一

都市計画の種類

富山高岡広域都市計画特別用途地区

**都市計画の図書の写しの縦覧**

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第20条第 1 項の規定により高岡市から次の都市計画の図書の写しの送付があったので、同条第 2 項の規定により富山県土木部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成28年10月 7 日

富山県知事 石 井 隆 一

都市計画の種類及び名称

（種類） 富山高岡広域都市計画地区計画

（名称） 池田地区 地区計画

**都市計画の図書の写しの縦覧**

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第20条第 1 項の規定により高岡市から次の都市計画の図書の写しの送付があったので、同条第 2 項の規定により富山県土木部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成28年10月 7 日

富山県知事 石 井 隆 一

都市計画の種類及び名称

(種類) 富山高岡広域都市計画地区計画

(名称) 戸出西部金屋地区 地区計画

